



令和5年度  
春日部の都市計画



春日部市  
KASUKABE CITY

第1章 春日部市の概要	1
第2章 都市計画の概要	3
1. 都市計画とは	
2. 都市計画法による都市計画一覧表	
3. マスタープラン	
(1) 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針	
(2) 都市計画マスタープラン	
(3) 都市再開発方針	
(4) 住宅市街地の開発整備の方針	
4. 都市計画審議会	
5. 都市計画決定の手続き	
<<春日部市決定>>	
<<埼玉県決定>>	
都市計画の決定権限	
都市計画マスタープランに定める将来都市構想	
都市計画マスタープランに定める土地利用方針	
都市計画マスタープランに定める交通体系方針	
6. 都市計画提案制度	
第3章 土地利用	14
1. 都市計画区域	
2. 区域区分（市街化区域及び市街化調整区域との区分）	
3. 地域地区	
1) 用途地域	
2) 防火地域及び準防火地域	
3) 高度利用地区	
4) 生産緑地地区	
3. 促進区域	
1) 市街地再開発促進区域	
2) 土地区画整理促進区域	
4. 地区計画等	
1) 地区計画	
第4章 都市施設	26
1. 交通施設	
1) 道路	
2) 交通広場（駅前広場）	
3) 自転車駐車場	
2. 公園・緑地	
3. 下水道	
4. 河川	
5. 処理施設等	
1) 火葬場	
2) 卸売市場	
3) 汚物、ごみ処理・焼却場	
第5章 市街地開発事業	30
1. 土地区画整理事業	
2. 市街地再開発事業	
◆ 資料（現在の都市計画状況）	36
◆ 資料（これまでの経過）	47
1. 合併前の都市計画の変遷	
2. 合併後の都市計画の変遷	
3. 長期未着手土地区画整理事業の見直し	
4. 長期未着手都市計画道路の見直し	